

令和6年度 今治保健所運営協議会 次 第

日時：令和6年12月23日（月）15:00～16:00

場所：東予地方局今治支局 4階 大会議室

1 開会（15:00）

2 所長挨拶

3 議事

（1）今治保健所の概況及び主要事業について

- 企画課
- 健康増進課
- 生活衛生課
- 環境保全課

（2）その他

4 閉会（16:00）

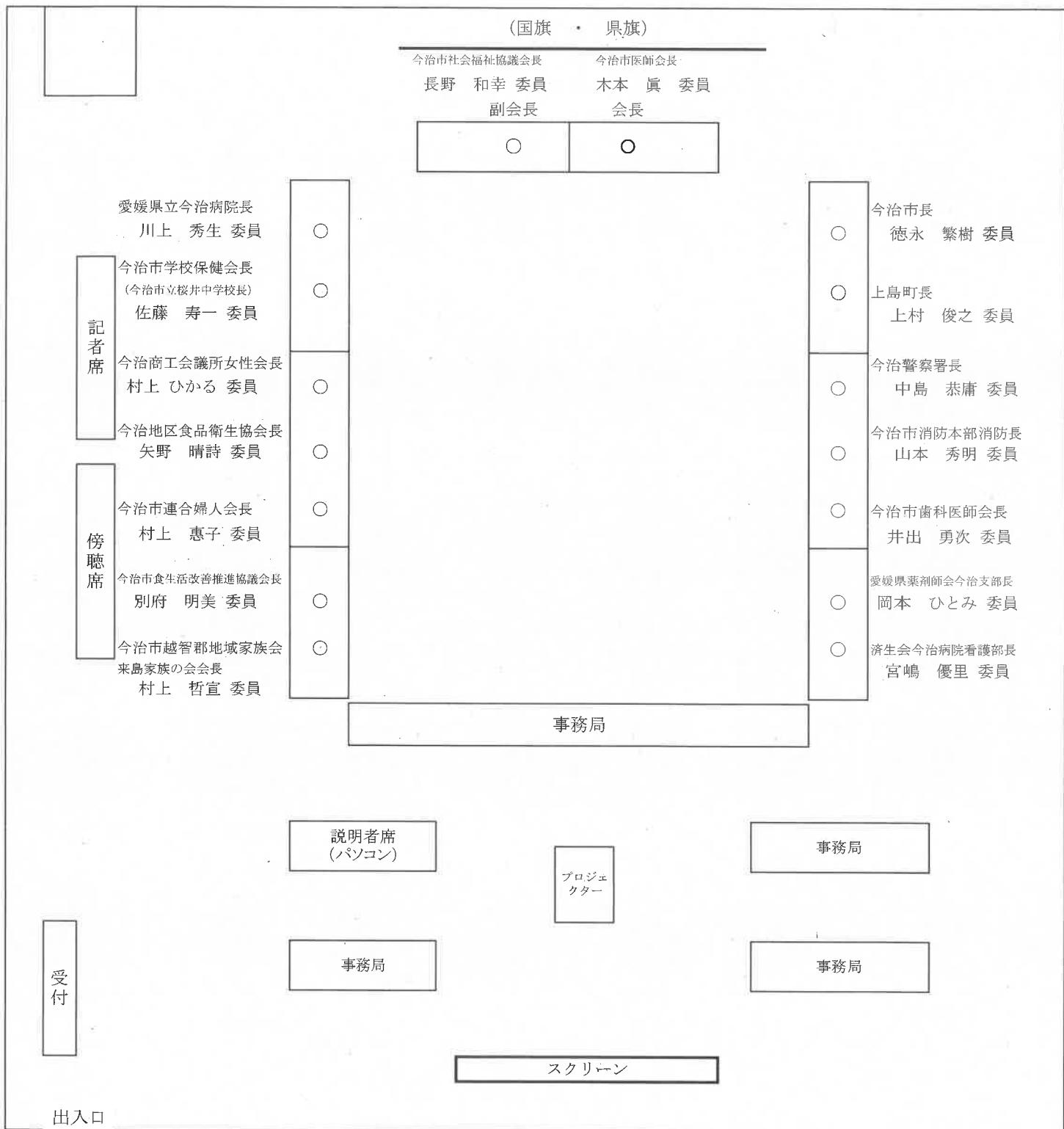
令和6年度今治保健所運営協議会 委員出席者名簿

区分	職名	氏名	備考
市町代表者	今治市長	徳永 繁樹	代理 健康福祉部長 結田 信吾
	上島町長	上村 俊之	代理 健康福祉部長 今井 稔
関係行政機関 代表者	今治警察署長	中島 恭庸	代理 生活安全課長 渡部 慶紀
	今治市消防本部消防長	山本 秀明	
医療関係団体 代表者	今治市医師会長	木本 真	
	今治市歯科医師会長	井出 勇次	
	愛媛県薬剤師会今治支部長	岡本 ひとみ	
	済生会今治病院看護部長	宮嶋 優里	
医療施設 代表者	愛媛県立今治病院長	川上 秀生	代理 総務医事課長 西原 敏幸
学校代表者	今治市学校保健会長 (今治市立桜井中学校長)	佐藤 寿一	
社会福祉施設 代表者	社会福祉法人 今治市社会福祉協 議会長	長野 和幸	
事業場代表者	今治商工会議所女性会長	村上 ひかる	
	今治地区食品衛生協会長	矢野 晴詩	
学識経験者 その他	今治市連合婦人会長	村上 恵子	
	今治市食生活改善推進協議会会長	別府 明美	
	今治市越智郡地域家族会 来島家族の会 会長	村上 哲宣	
		16名	

令和6年度今治保健所運営協議会配席図

日時：令和6年12月23日（月） 15:00～16:00

場所：東予地方局今治支局 4階大会議室



愛媛県今治保健所運営協議会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、愛媛県今治保健所運営協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を愛媛県今治保健所に置く。

第2章 目的

第3条 本会は、今治保健所の所管区域内の公衆衛生並びに保健所運営に関する事項について、知事の諮問に応じ審議するほか、必要に応じ保健所の運営に関し知事に意見を具申して、管内における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

第3章 組織

第4条 本会は、委員20名以内をもって組織する。ただし、知事は、法令の制限内において必要に応じこれを増減することができる。

第5条 委員は、次に定める者のなかから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市町代表者
- (2) 関係行政機関代表者
- (3) 医療関係団体代表者
- (4) 医療施設代表者
- (5) 学校、社会福祉施設、事業場等代表者
- (6) 学識経験者その他適当と認められる者

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長、副会長は、委員の互選とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第8条 委員は特別職とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 機関代表の委員の任期は、前項の期間内におけるその職にある期間とする。

3 委員に職務遂行上支障があり、または特別の事由があるときは、任期中であってもこれを解任することができる。

4 補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会の事務を行うため次の職員を置く。

- (1) 幹事
- (2) 書記 若干名

- 2 幹事及び書記は保健所の職員中より会長がこれを委嘱する。
- 3 幹事は会長の命を受け、書記を指揮して本会の事務を処理する。

第4章 会議

- 第10条 協議会は毎年1回保健所長がこれを招集する。
- 第11条 協議会は半数以上の委員の出席により議事を開き、会議の議事は出席議員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第12条 特別の事情がある場合、または軽易な事項については会長の文書をもって各委員の意見を徴し、会議に代えることができる。
- 第13条 会長は、協議会終了後、直ちにその状況及び答申事項又は意見を知事に報告するものとする。

第5章 会計

- 第14条 本会の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第15条 委員に支給する報酬及び費用弁償については別に知事が定める。

附 則

この会則は、昭和29年3月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。